

施設機能毎の実態と課題・基本的な視点からの課題の整理(総括表)

| 細分類 | 施設分類 施設名 | 運営形態 | 施設内容 | 実態と課題 | 基本的な視点からの課題の整理 | | | |
|----------------------------|---------------------|------|---|---|--|----------------------------------|---|--|
| | | | | | ①行政関与の必要性 | ②設置目的との整合性 | ③利用状況の妥当性 | ④施設の代替性 |
| 1. 庁舎・窓口施設等 | 市庁舎 | 直営 | 職員が勤務する庁舎として、市庁舎、土木・公園サービスセンター、市民フォーラム、出張所機能として6つの市民センター、5つの連絡所が設置されています。 | (配置)市民センターや連絡所は比較的交通利便性の良い位置に配置されている。 (建物)14施設中5施設で築30年以上経過しており施設改修時期を迎えている。 (機能)各種窓口業務及び行政サービスを行うための業務が行われている。 (利用)コンビニでの発行サービスを開始しているが、いまだ利用者は少ない。 (運営)市庁舎の市民課窓口受付件数は市民センターや連絡所の取扱件数と比較すると非常に多く、大きな差がある。 ・町田駅前連絡所の行政窓口取扱件数は市民センターとほぼ同水準であり、その他の連絡所は市民センターの約半数ほどである。 (コスト)窓口業務にかかる費用は受付人数1人当たり1,000円前後である。 | ・市長の権限に属する事務を処理するため、または市民の便宜を図る目的として規則に基づき設置されているものであるが、設置が義務付けられているものではない。 | ・行政運営に必要な執務が行われており、設置目的と整合している。 | ・市庁舎の市民課窓口受付件数は市民センターや連絡所の取扱件数と比較すると非常に多く、大きな差がある。 ・町田駅前連絡所の行政窓口取扱件数は市民センターとほぼ同水準であり、その他の連絡所は市民センターの約半数ほどである。 ・コンビニでの証明書等の発行サービスを開始しているが、いまだ普及率は低い。 | ・市民センター窓口機能や連絡所窓口機能は市庁舎で代替可能である。 |
| | 忠生市民センター | 直営 | | | | | | |
| | 鶴川市民センター | 直営 | | | | | | |
| | 南市民センター | 直営 | | | | | | |
| | なるせ駅前市民センター | 直営 | | | | | | |
| | 堺市民センター | 直営 | | | | | | |
| | 小山市民センター | 直営 | | | | | | |
| | 町田駅前連絡所 | 直営 | | | | | | |
| | 木曽山崎連絡所 | 直営 | | | | | | |
| | 玉川学園駅前連絡所 | 直営 | | | | | | |
| | 南町田駅前連絡所 | 直営 | | | | | | |
| | 鶴川駅前連絡所 | 直営 | | | | | | |
| | 町田市土木・公園サービスセンター | 直営 | | | | | | |
| 町田市民フォーラム | 直営 | | | | | | | |
| 2. 防災施設 | 消防器具置場第1分団第1部1小隊 ほか | 直営 | 防災施設として消防器具置場を38施設、災害備蓄倉庫等を6施設保有しています。 | (配置)消防器具置場は消防団各部隊に1つずつ、災害備蓄倉庫は地区に1つずつ配置されている。 (建物)築30年以上を経過した施設が複数ある。 (利用)現在の災害備蓄倉庫の大きさでは目標とする備蓄量を保管するための面積が不足している。 (運営)消防器具置場は各消防団の運営、災害備蓄倉庫は市の直営である。 | ・「消防組織法」で、市における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定している観点からも、消防団とその活動にかかる費用を市で負担する必要がある。 ・「災害対策基本法」では、防災に必要な物資及び資材の備蓄等を防災予防責任者に義務付けている。 | ・設置目的に沿った利用実態があり、整合性している。 | ・有事の際に必要な施設である。 ・現在の災害備蓄倉庫の大きさでは目標とする備蓄量を保管するための面積が不足している。 | ・災害備蓄倉庫においては、いかなる時でも施設が利用できる環境が確保でき、かつコストメリットがあれば、民間倉庫等での代替の可能性がある。 ・消防器具置場においては、消防ポンプ車の緊急出場や消防団員の訓練等があることから、施設再編の際には施設周辺への安全性の確保や、騒音等の |
| 3. 文化ホール施設 | 町田市民ホール | 指定管理 | 大型の文化ホール施設として、町田市民ホールと鶴川緑の交流館の2施設を保有しています。なお、鶴川緑の交流館は、ネーミングライツ制度を導入しており、スポンサー事業者が施設名(和光大学ボブリーホール鶴川)の権利を保有しています。 | (配置)町田駅、鶴川駅の駅近に配置されている。 (建物)町田市民ホールは築30年以上を経過している。 (機能)施設にはホール以外にも音楽室や展示室、トレーニング室などの機能がある。市民フォーラムや生涯学習センター、市民センター等にも小規模なホールがある。 (利用)2施設ともにホールの利用率は高いが、一部の部屋の利用率が低い。 (運営)文化ホール施設は2施設ともに指定管理により運営されている。 (コスト)文化ホール施設2施設の行政費用は年間2億円超である。 | ・条例により設置しているものであり、法的に設置が義務付けられているものではない。 | ・文化の向上や福祉の増進、市民活動の推進という点で整合している。 | ・ホールの利用率は高いが、その他の部屋の利用率は高くない。 | ・市民フォーラムや生涯学習センター、など市民センター等にも小規模なホールがある。 |
| | 鶴川緑の交流館 | 指定管理 | | | | | | |
| 4. 集会施設(市民センター・コミュニティセンター) | 忠生市民センター | 直営 | 市民センターを6施設、コミュニティセンター等を8施設保有しています。市民センターは、広く地域活動の拠点としてホールや会議室を備えた市民が利用できる施設で、市役所の出張所機能をもつ施設となっています。コミュニティセンターはホール、会議室といった集会機能が中心の施設となっています。 | (配置)市民センター・コミュニティセンターは概ね各地域の比較的交通利便性の良い位置に配置されている。 (建物)14施設中7施設で築30年以上経過している。 (機能)各施設には会議室をはじめとした貸出部屋が複数設けられており、施設案内予約システムより利用することができる。 (利用)ホールや音楽室の利用率が高く、和室や調理室の利用率は低く、夜間はさらに低い。 (運営)貸出施設の運営はすべて市の直営である。 (コスト)使用料による収入が費用の1割以下である施設が多い。 | ・条例により設置している施設であって、法律で義務付けられているものではない。 | ・地域住民の文化活動が行われている点で整合性があるといえる。 | ・ホールや音楽室の利用率が高い。 ・和室や調理室の利用率は低く、夜間はさらに低い。 | ・集会機能は他の公共施設のスペース活用による代用も可能である。 ・公共施設以外にも集会機能を有する場は存在する。 |
| | 鶴川市民センター | 直営 | | | | | | |
| | 南市民センター | 直営 | | | | | | |
| | なるせ駅前市民センター | 直営 | | | | | | |
| | 堺市民センター | 直営 | | | | | | |
| | 小山市民センター | 直営 | | | | | | |
| | 玉川学園コミュニティセンター | 直営 | | | | | | |
| | 木曽山崎コミュニティセンター | 直営 | | | | | | |
| | 上小山田コミュニティセンター | 直営 | | | | | | |
| | 木曽森野コミュニティセンター | 直営 | | | | | | |
| | つくし野コミュニティセンター | 直営 | | | | | | |
| | 成瀬コミュニティセンター | 直営 | | | | | | |
| | 三輪コミュニティセンター | 直営 | | | | | | |
| | 町田市民フォーラム | 直営 | | | | | | |

| 施設分類 | | 運営形態 | 施設内容 | 実態と課題 | 基本的な視点からの課題の整理 | | | |
|-------------|-----------------|------|--|--|--|--|--|--|
| 細分類 | 施設名 | | | | ①行政関与の必要性 | ②設置目的との整合性 | ③利用状況の妥当性 | ④施設の代替性 |
| 5. その他集会施設 | コミュニティセンター忠生 | 市民 | 市に35施設ある中規模集会施設は、町内会・自治会の集会施設で、市が建設費を補助し、地元地域住民によって組織された施設委員会が設置し(一部行政が設置した施設もある)、それぞれの委員会が定める規則等によって地域住民が所有及び管理運営しています。ただし、コミュニティセンター忠生、さかいがわ会館、鶴川さるびあ会館、さくらんぼホールは例外的に現在市が所有もしくは借用し、地域住民が管理運営しています。中規模集会施設の他にも、山崎団地集会所、小川農事センター、原町田6丁目若葉会館、の3施設は市で所有している集会施設です。 | (建物)小川農事センターの老朽化が進行している。(運営)各施設とも自治会等の地域住民により運営されている。(利用)施設は地域住民によって運営されている。 | ・中規模集会施設は地域コミュニティ活動の発展を目的に設置を支援しているが、設置を義務付けているものではない。その他の施設においても同様に設置の義務はない。 | ・中規模集会施設をはじめとして、例外的に市が所有している状況である。 | ・施設は地域住民によって運営されている。 | ・公共施設以外にも集会機能を有する場は存在している。 |
| | さかいがわ会館 | 市民 | | | | | | |
| | 山崎団地集会所(やまざき会館) | 市民 | | | | | | |
| | 鶴川さるびあ会館 | 市民 | | | | | | |
| | 小川農事センター | 市民 | | | | | | |
| | 原町田6丁目若葉会館 | 市民 | | | | | | |
| | さくらんぼホール | 委託 | | | | | | |
| 6. 図書館 | 中央図書館 | 直営 | 市では、図書館を8施設保有しています(中央図書館と地域館7館)。また、移動図書館車3台のほか、市民文学館でも図書館サービスの充実を図っています。さらに、他部と連携し、市内4つの公共施設で予約資料受渡しサービスを実施しています。 | (配置)町田駅周辺と鶴川駅周辺の図書館は配置が重複している。(建物)8施設中4施設で築30年以上経過しており、施設の改修時期を迎えている。(機能)予約・リクエストサービスをはじめ、移動図書館、相互利用サービス、レファレンスサービス、障がい者サービス、児童サービス等、さまざまな形で図書館サービスの充実を図っている。なお、視聴覚資料の貸出は中央図書館でのみ行われている。(利用)・市内8か所の図書館の合計年間貸出冊数は400万冊前後で推移している。・図書館別の年間貸出冊数は新規開館の図書館以外、年々減少している。・小山市民センターと南町田駅前連絡所での予約資料受渡しサービスは増加傾向にある。・相互利用サービスによる他市の市民が町田市立図書館から借りる点数は、町田市民が他市の図書館から借りる点数よりも多い。(運営)全施設が直営である。(コスト)貸出資料1点当たり費用は126円から464円とやや開きがある。 | ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省、平成24年改正)では、市町村は市町村立図書館及び分館等の設置に努めることとしており、条例に基づき設置している。 | ・図書サービスが提供されており、設置目的との整合性があるといえるが、図書を活用せずに行う学習や居場所として利用されている実態もある。 | ・新規開館の図書館を除くと貸出冊数は減少傾向にある。・小山市民センター、南町田駅前連絡所での予約資料受け渡しは利用が増加傾向にある。 | ・町田駅周辺と鶴川駅周辺には複数の図書館が重複して配置されており、集約の検討が可能。・他市へのアクセスが可能な地域では、相互利用図書館の利用が可能。 |
| | さるびあ図書館 | 直営 | | | | | | |
| | 鶴川駅前図書館 | 直営 | | | | | | |
| | 鶴川図書館 | 直営 | | | | | | |
| | 金森図書館 | 直営 | | | | | | |
| | 忠生図書館 | 直営 | | | | | | |
| | 木曾山崎図書館 | 直営 | | | | | | |
| | 堺図書館 | 直営 | | | | | | |
| 7. 美術館・博物館等 | 国際版画美術館 | 直営 | 市では、市立博物館以外に、特色のある活動を行っている展示施設が5ヶ所あります。さらに、現在市では、市立博物館の工芸作品を活用し、ガラス・陶磁器を中心とした(仮)国際工芸美術館の整備を芦ヶ谷公園に検討しています。 | (配置)駅から近い施設は2施設である。(建物)7施設中4施設で築30年以上経過している。(機能)展示室・収蔵保管庫や作業室のほかに、講堂や閲覧室などの部屋がある。(利用)利用者数は横ばいか増加している。(運営)5施設が直営、1施設が指定管理、1施設が委託で運営している。(コスト)いずれの施設も費用に対して収入が低い。 | ・施設の設置義務はないが、「社会教育法」では、国及び地方公共団体は国民自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないとある。・文化財については、「文化財保護法」に基づいて、政府及び地方公共団体は保存を適切に行うこと、活用を図ること、国民の文化的向上に資することとされている。 | ・当初の設置目的と整合している。 | ・町田市民文学館ことばらんどは、展示観覧の利用者が40%で施設貸出しの利用割合は多い。・考古資料室では、アウトリーチ展示(他施設での展示)のほうが見学者が多い。・ほとんどの展示施設の利用者数は横ばいか増加傾向にある。・民間では町田市全体の文化や歴史を総合的に調査・研究し、資料の収集及び保存をしている施設がない。 | |
| | 市立博物館 | 直営 | | | | | | |
| | 本町田遺跡公園多目的施設 | 直営 | | | | | | |
| | 町田市民文学館ことばらんど | 直営 | | | | | | |
| | 自由民権資料館 | 直営 | | | | | | |
| | 町田市考古資料室 | 直営 | | | | | | |
| | ふるさと農具館 | 指定管理 | | | | | | |
| 8. 生涯学習施設 | 町田市生涯学習センター | 直営 | 市では、生涯学習施設を2施設保有しています。生涯学習センターは公民館としての役割も有しています。 | (配置)生涯学習センターの配置は極めて好立地である。(建物)陶芸スタジオの耐用年数が近づいている。(機能)生涯学習センターは生涯学習事業の実施以外は集会・学習施設として利用されている。陶芸スタジオは市民大学の陶芸講座専用の施設となっている。(利用)生涯学習センターはいずれの部屋も利用率が高く、一部の部屋を除き夜間利用も多い。陶芸スタジオは市民大学講座受講生とその卒業生に利用が限られているうえ、週に1~2回程度しか利用されていない。(運営)2施設ともに市の直営である。(コスト)生涯学習センターの年間の行政コストは約3.4億円である。 | ・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では生涯学習施設(教育機関)を設置できるとされており、条例に基づき設置している。 | ・施設立地が良いため、学習活動のみならず多様な用途に利用されており、整合していない側面がある。 | ・生涯学習センターは立地がよく施設全体の利用率が高い。・陶芸スタジオは市民大学講座受講生とその卒業生に利用が限られているうえ、週に1~2回程度しか利用されていない。 | ・市民の施設利用という点では、ホール、会議室等は他の公共施設でも保有している。・生涯学習事業は特定の施設でなくてもアウトリーチによる実施が可能である。・民間が運営している陶芸教室は市内・市外にもある。 |
| | 生涯学習センター陶芸スタジオ | 直営 | | | | | | |
| 9. その他展示施設 | 町田市フォトサロン | 指定管理 | 市では、写真専用の市民展示施設である町田市フォトサロン、その他に文化財である旧家を3施設、保有しています。旧家はそれぞれ国、都、町田市等の指定文化財に指定されています。 | (配置)薬師池公園内に3施設が立地している。(建物)フォトサロンは築41年を越している。(利用)・フォトサロンは、一般利用がない時には自主事業を行っている。年間入館者数は、約3万6千人である。(運営)フォトサロンのみ指定管理である。(コスト)フォトサロンの運営費は1,332万円である。 | ・法律等による設置の義務はない。・旧家は、文化財保護法に基づいて、保存を適切に行うこと、活用を図ること、国民の文化的向上に資することとされている。 | ・フォトサロンは、写真家・秋山庄太郎氏の写真館として開館したが、現在は、秋山氏の写真はなく、写真専用の貸し展示スペースとなっている。 | ・フォトサロンは、一般利用がない時には自主事業を行っている。年間の入館者数は、約3万6千人である。 | ・フォトサロンは、貸し展示スペースがあれば他の施設でも代替可能。・文化財については代替が不可能である。 |
| | 旧荻野家住宅 | (直営) | | | | | | |
| | 旧永井家住宅 | (直営) | | | | | | |
| | 村野常右衛門生家 | (直営) | | | | | | |

| 細分類 | 施設分類 施設名 | 運営 形態 | 施設内容 | 実態と課題 | 基本的な視点からの課題の整理 | | | |
|--------------|-------------|----------|---|---|---|--|---|--|
| | | | | | ①行政関与の必要性 | ②設置目的との整合性 | ③利用状況の妥当性 | ④施設の代替性 |
| 15. 障がい福祉施設等 | 町田ダリア園 | 社福 | 市では福祉施設を11施設保有しています。うち障がい者福祉施設が10施設、葬祭事業施設が1施設です。 | (配置)施設は市内に点在している。(建物)ほぼすべての施設が築20年を過ぎており、適切な修繕が課題となる。(利用)障がい者の数は年々増加傾向にあり、障がい者手帳所持者数は、2011年の1万6000人から2015年の1万9000人と約1.2倍となっている。(運営)2施設が直営、1施設が委託、その他10施設は指定管理や民間事業者によって運営されている。 | ・施設設置の義務はない。しかし、障がい者が、日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うことが市町村の責務である。 | ・当初の設置目的のとおりに福祉施設として運用されている。 | ・障がい者の数は年々増加傾向にあり、障がい者手帳所持者数は、2011年の1万6000人から2015年の1万9000人と約1.2倍となっている。 | ・障がい者の生活介護施設等は、民間施設が増加してきている。 ・ひかり療育園の訪問サービスや高次機能障がい相談事業は、市内では、現在行っている民間事業者がない。 |
| | 町田リス園 | NPO | | | | | | |
| | 大賀藕絲館 | 指定管理 | | | | | | |
| | 町田市授産センター | 指定管理 | | | | | | |
| | ひかり療育園 | 直営 | | | | | | |
| | わさびだ療育園 | 指定管理 | | | | | | |
| | グループホームはるかぜ | 社福 | | | | | | |
| | 町田ゆめ工房 | 社福 | | | | | | |
| | こころみ | 社福 | | | | | | |
| | 町田市せりがや会館 | 社福 | | | | | | |
| 木曽福祉サービスセンター | 委託 | | | | | | | |
| 16. 保健施設 | 忠生保健センター | 直営 | 保健施設として、保健所中町庁舎を1施設、健康福祉会館を1施設、市民センター内に保健センターを2施設保有しています。 | (配置)保健所中町庁舎と健康福祉会館は近接している。(建物)保健所中町庁舎をはじめとして、4施設中3施設で施設改修時期を迎えている。(機能)・保健施設には、健診等の医療行為を行うため、診療所として許可取得している区画があり、利用目的は限定されている。・診療所以外の区画の利用については、保健衛生事業に支障のない範囲に限定している。・忠生保健センターと鶴川保健センターに職員は常駐しておらず、事業実施時のみ開館されている。(利用)忠生保健センターや鶴川保健センターでの集団健診等実施回数は健康福祉会館の3分の1程度である。(運営)保健施設はすべて市の直営である。(コスト)予防接種や健診業務にかかる費用は約32億円となっている。 | ・「地域保健法」の定めるところにより、保健所は政令で定める市が設置することが義務付けられており、健康福祉会館をはじめとする保健所支所はこれに準じている。 | ・施設で行われている事業は設置目的と整合しているが、健康福祉会館内の講習室のみ市民集会機能も兼ねている。 | ・忠生保健センターや鶴川保健センターでの集団健診等実施回数は健康福祉会館の3分の1程度である。 | ・巡回健診という形での集団健診は、精密機器を含む多くの機材を用いるため、機材の移送コストや調整の労力等の課題があるものの、現在小山市民センターで実施している。 |
| | 鶴川保健センター | 直営 | | | | | | |
| | 健康福祉会館 | 直営 | | | | | | |
| | 保健所中町庁舎 | 直営 | | | | | | |
| 17. 市営住宅 | 森野市営住宅 | 管理代行 | 市では8施設548戸の市営住宅を保有しています。 | (配置)市営住宅は市内6か所に配置されている。(建物)6施設とも築20年程度の施設である。(機能)市内には多くの都営住宅がある。(利用)市営住宅の入居率は高いが、全体の40%が高齢者世帯である。(運営)維持管理運営は管理代行業者(東京都住宅供給公社)が実施。(コスト)市営住宅1戸当たり費用は約63万円である。 | ・公営住宅法に基づき、地方公共団体は住宅に困窮する低額所得者に対し公営住宅を提供しなければならない。 | ・入居要件があり、設置目的と整合している。 | ・入居希望者は多く、特に単身者向けの部屋は応募数が大きく定員を上回っている。 | ・市内には都営住宅や公社供給住宅が多くある。 |
| | 木曽市営住宅 | 管理代行 | | | | | | |
| | 本町田市営住宅 | 管理代行 | | | | | | |
| | 金森市営住宅 | 管理代行 | | | | | | |
| | 忠生市営住宅 | 管理代行 | | | | | | |
| | 真光寺市営住宅 | 管理代行 | | | | | | |
| | シルバーピアもりの | | | | | | | |
| | シルバーピアあいはら | | | | | | | |

| 施設分類 | | 運営形態 | 施設内容 | 実態と課題 | 基本的な視点からの課題の整理 | | | |
|--------------------|-------------------|---------|---|--|---|--|---|---|
| 細分類 | 施設名 | | | | ①行政関与の必要性 | ②設置目的との整合性 | ③利用状況の妥当性 | ④施設の代替性 |
| 18. 保育園・児童発達支援センター | こうさぎ保育園 | 直営 | <p>保育を目的とした市立保育園を5施設保有しています。その他にも私立の認可保育園が74施設、認定こども園が8施設あります。(2016年10月現在)14年度までに民営化などにより市立保育園を5施設に絞り、地域の拠点となる地域子育て相談センターを併設しました。地域子育て相談センターではマイ保育園事業の推進のほか、アウトリーチ(出張子育て相談等)、子育て関連施設の運営支援など、専門部署との連携により、地域全体の子育てを支援する体制の充実を図っています。</p> <p>療育・発達支援を目的とした児童発達支援センターとして、すみれ教室があります。ここでは、未就学児を対象にした発達の相談や通園での療育を行っています。通園では、2016年度から肢体不自由児の受け入れを開始しました。また、発達や療育の観点から保育園等の関係機関を支援する出張相談及び療育セミナー、保護者への支援のための保護者研修会及び地域公開講座を開催しています。児童福祉法に基づく事業として保育所等訪問支援及び障がい児相談支援を創設し、日常的に通園することが困難な児童への支援をしています。</p> | <p>(配置)市域を5地域に分け、各地域に1施設ずつ配置している。児童発達支援センターは市内に1施設である。(建物)こうさぎ保育園と町田保育園はそれぞれ築35年、築25年を経過しており、すみれ会館は築34年である。(機能)すべて単独施設であり、機会を捉えた周辺施設との複合化等の検討が課題である。(利用)認可保育所を含む定員数は増加傾向にあり、待機児童数は減少している。一方で、3～5歳児はすでに定員割れの園が出てきており、中長期的には年少人口の減少からさらに定員割れの保育園が出てくると予想される。すみれ教室は、児童数の減少に反して利用者数が急増していましたが、2015年度は高止まりに転じた。(運営)市立保育園は直営で運営されており、保育料の改定やサービスの質の向上に努めている。(コスト)公立保育所事業は年間約12億円の行政費用であるが、保育料による収入はその1割以下である。また、すみれ教室に係る行政費用は約3億8千万円である。</p> | <p>・法律による市立保育園の設置義務はない。保育の確保義務がある。 ・法律による児童発達支援センターの設置の義務はないが、障がい児通所支援等について体制整備及び人材確保・質の向上への努力義務、発達障害の早期発見・早期支援及び切れ目のない支援への責務がある。</p> | <p>・保育園、児童発達支援センターとして運営されており整合している。</p> | <p>・待機児童解消のため全体の定員数を増やしており、在籍園児数もそれに伴って増加している。一方で、3～5歳児はすでに定員割れの園が出てきており、中長期的には年少人口の減少からさらに定員割れの保育園が出てくると予想される。 ・すみれ会館の利用者数は増加していたが、高止まりに転じた。</p> | <p>・民営の認可保育園が74施設、認定こども園が8施設ある。</p> |
| | 金森保育園 | 直営 | | | | | | |
| | 大蔵保育園 | 直営 | | | | | | |
| | 山崎保育園 | 直営 | | | | | | |
| | 町田保育園 | 直営 | | | | | | |
| | すみれ会館 | 直営 | | | | | | |
| 19. 子どもセンター・子どもクラブ | 子どもセンターばあん | 直営 | <p>(配置)子どもセンターは市内5地域に1施設づつ、分館と子どもクラブはそれ以外の中学校区単位で配置を進めている。(建物)新しい施設が多いが、子どもセンターは比較的規模が大きいため施設維持のためには今後計画的な修繕が必要となる。(機能)5館が学童保育施設等との複合施設になっている。機能の多くが市民センターやコミュニティセンターと同内容だが、対象者が子どもと保護者に限定されている。(利用)ばおと玉川学園以外の利用者は減少傾向にある。ばあんの利用者が他の子どもセンターに比べて少ない。(運営)子どもセンターは直営、子どもクラブは指定管理者で運営されている。(コスト)子どもセンター・子どもクラブは原則利用料が無料である。</p> | <p>・法律による設置義務はない。</p> | <p>・児童の育成と子育て支援の場として機能しており整合している。</p> | <p>・今後の年少人口の減少や子どもクラブの増設等を踏まえると、現状のままの運営を続けると今後も利用者数の減少が予想される。</p> | <p>・児童への遊び場や活動場所の提供については学校等の放課後利用や他の貸館の利用、図書館の自習スペースがあるが全く同様の施設ではない。 ・乳幼児の子育て支援については、保育園での子育て支援事業や図書館の児童用コーナーがあるが、事業や施設の規模が小さい。</p> | |
| | 子どもセンターつるっこ | 直営 | | | | | | |
| | 子どもセンターばお | 直営 | | | | | | |
| | 子どもセンターただON | 直営 | | | | | | |
| | 子どもセンターまあち | 直営 | | | | | | |
| | 子どもセンターばお分館WAAAO | 直営 | | | | | | |
| | 南大谷子どもクラブ | 指定管理 | | | | | | |
| | 玉川学園子どもクラブころころ児童館 | 指定管理 | | | | | | |
| 20. 学童保育クラブ | 27施設 | 直営・指定管理 | <p>学童保育クラブは、保護者が日中不在になる家庭の児童を預かり、適切な遊びと生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。小学校1年生から3年生まで(障がいのある児童は6年生まで)で市内に在住している児童が対象となっています。</p> | <p>(配置)1小学校区に1学童保育クラブを配置しており、児童の登降所の安全を確保するため、小学校内・小学校隣接地への移設を進めている。(建物)今後は一斉に老朽化が進む。(機能)児童数の増加に伴う、育成スペースの狭あい化が進む。(利用)年々入会児童数が増加している。(運営)41施設中38施設が指定管理により運営されている。(コスト)利用者が負担する育成料が行政費用の2割未満となっている。</p> | <p>・法律による設置義務はない。 ・児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、利用の促進に努めなければならないと法律に定められている。</p> | <p>・児童の健全な育成、保護者の働く環境づくりという点で整合している。</p> | <p>・入会児童数は毎年増加しており、狭あい化がすすむ学童保育クラブがある。</p> | <p>・放課後子ども教室、民間の類似施設、保育園・幼稚園で行っている学童一時預かり等があるが、利用料金が低い、利用定員が少ない等から代替性が低い。</p> |

| 細分類 | 施設分類 施設名 | 運営 形態 | 施設内容 | 実態と課題 | 基本的な視点からの課題の整理 | | | |
|------------|------------------------|----------|---|--|---|----------------------------------|---|---|
| | | | | | ①行政関与の必要性 | ②設置目的との整合性 | ③利用状況の妥当性 | ④施設の代替性 |
| 21. 供給処理施設 | リレーセンターみなみ | 委託 | 町田リサイクル文化センターに、焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設があります。資源化施設ではビン・カン等を選別・貯留しており、リサイクル広場まちだには資源化できる物を市民が持ち込めます。町田市剪定枝資源化センターでは収集された剪定枝をたい肥(土壌改良材)化しています。ごみの収集に関する施設は、リレーセンターみなみと南収集事務所があります。排水浄化センターは町田リサイクル文化センターからの排水と最終処分場から生じる浸出水を処理しており、境川クリーンセンターは市内から発生する汲み取りし尿等を処理する施設です。 | (配置)町田リサイクル文化センター周辺に施設が集中している(建物)新たなごみの資源化施設の整備計画が進められている。供給処理施設は、プラント(大型機械設備)がメインの公共施設である。プラントの耐用年数は一般的におおよそ20~30年であり、原則として、プラントの更新に合わせて上屋も建替えを行う。(運営)直営が3施設(うち賃貸借している施設が1施設)、委託が5施設ある。 | ・施設の設置義務はない。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に、区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図ること及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることが責務とされている。 | ・当初より供給処理施設として運営しており整合している。 | ・建替え後の町田リサイクル文化センターは、「町田市一般廃棄物資源化基本計画」で掲げたごみとして処理する量を2009年度比で40%削減するという方針に基づき、施設規模を決定したため、現在よりも規模を縮小して整備する。 ・新たに分散整備を予定している資源ごみ処理施設には、現在行っているビン・カンの処理に加え、容器包装リサイクル法に基づき、容器包装プラスチックの処理施設を整備する。2ヶ所に分散整備することで、施設相互の補完機能も有している。 ・境川クリーンセンターはし尿処理施設としての機能廃止後、規模を縮小し、し尿投入施設については移転改修を予定している。旧管理棟については、周辺住民の理解を得ながら転用を行っている。 | ・代替できる民間施設はないが、委託など民間事業者による公共施設の運営は可能である。 |
| | 南収集事務所 | 直営 | | | | | | |
| | 町田リサイクル文化センター | 直営 | | | | | | |
| | 資源化施設 | 委託 | | | | | | |
| | 浄化センター | 委託 | | | | | | |
| | 町田市剪定枝資源化センター | 委託 | | | | | | |
| | リサイクル広場まちだ | 委託 | | | | | | |
| | 境川クリーンセンター | 直営 | | | | | | |
| 22. 下水道施設 | 成瀬クリーンセンター | 直営 | 町田市の下水道は、地形条件等により「流域下水道」ではなく単独で整備・維持管理する「単独下水道」であるため3つの下水道処理施設を保有しています。そのうち2施設はクリーンセンター(下水処理場)です。1つはポンプ場で汚水の中継するための施設です。 | (配置)クリーンセンターを市内で2か所設置している。(建物)成瀬クリーンセンターの耐震工事を順次進めている。(運営)業務の多くを民間委託している。 | ・下水道法にもとづき、下水処理場やポンプ場等関連施設を整備する必要がある。 | ・市は下水道事業を実施しており、処理場等の設置は目的と整合する。 | ・下水道環境は良好に維持されてきたが、施設の耐震対策、老朽化対策が必要である。 | ・市が単独で下水道事業を行っている限り必要となる施設であり、代替性が無い。 |
| | 鶴見川クリーンセンター | 直営 | | | | | | |
| | 鶴川ポンプ場 | 直営 | | | | | | |
| 23. スポーツ施設 | 総合体育館 | 指定管理 | 体育館を2施設と室内プールを1施設、その他、球場や陸上競技場、クラブハウス等を保有しています。なお、市内小中学校では体育館、校庭、学校温水プールの開放を行っており、体育館は51校、校庭は53校、学校温水プールは3校で開放されています。 | (配置)大規模施設であるため条件等で配置場所に限りがある。(建物)施設規模の大きい、総合体育館、室内プール、陸上競技場が施設改修時期を迎えている。(機能)体育館やプールなど学校施設のスポーツ開放を行うことでサービスの充実を図っている。(利用)体育館・プールはトレーニング室の利用者も多い。体育館・プールの利用料収入は、駐車場収入が全体の3割弱を占めている。陸上競技場と小野路球場の年間利用者数は増加傾向である。(運営)スポーツ施設の多くは指定管理者により運営している。(コスト)スポーツ施設の年間の行政費用として総合体育館は4.3億円、室内プールは2.5億円、スポーツクラブが1千万円である。 | ・「スポーツ基本法」で地方公共団体は、スポーツ施設整備に努めることとしており、条例により設置している。 | ・スポーツ施設として運営されており整合している。 | ・体育館利用はアリーナ利用とトレーニング室利用が多くを占めている。 ・学校室内プール3校の利用者合計は年間約4万人で、室内プールの年間利用者数は約30万人である。 ・総合体育館・室内プールともに駐車場収入が利用料収入の多くを占めている。 ・陸上競技場・小野路球場の利用者数は近年増加している。 | ・市内に大きな大会を行えるような大型の体育館やプール、競技場、球場は他にない。 ・一般利用のための体育館やプールが市内小中学校にあり、既にスポーツ開放を実施している。 ・トレーニングジムやプールは市内にも民間事業者施設がある。 |
| | サン町田旭体育館(町田中央公園) | 指定管理 | | | | | | |
| | 小野路球場(小野路公園) | 指定管理 | | | | | | |
| | 陸上競技場(野津田公園) | 指定管理 | | | | | | |
| | 室内プール | 指定管理 | | | | | | |
| | 教育センタークラブハウス | 直営 | | | | | | |
| | 成瀬クリーンセンターテニスコートクラブハウス | 指定管理 | | | | | | |
| | 武蔵岡中学校クラブハウス | 直営 | | | | | | |
| | 町田第四小学校クラブハウス | 直営 | | | | | | |
| | 南大谷小学校クラブハウス | 直営 | | | | | | |

| 施設分類 | | 運営形態 | 施設内容 | 実態と課題 | 基本的な視点からの課題の整理 | | | |
|-------------------|------------------------|------|---|---|---|--|--|---|
| 細分類 | 施設名 | | | | ①行政関与の必要性 | ②設置目的との整合性 | ③利用状況の妥当性 | ④施設の代替性 |
| 24. レクリエーション・観光施設 | 町田市自然休暇村(町田市外) | 指定管理 | <p>青少年教育施設を2施設、市民農園を2施設、その他レクリエーション・観光施設を2施設保有しており、また長野県に宿泊施設を1施設保有しています。</p> <p>ひなた村は、青少年やその指導者・育成者に対し、団体活動への支援や各種講座・イベントの開催、施設開放などを通して、「あそび」と「創造」の場と機会を提供しています。</p> <p>小野路宿里山交流館は、小野路の歴史・自然・文化にふれられる拠点施設で、地域住民と来館者との交流を促進する場として、また小野路の里山を散策する方の休憩の場としてどなたでも無料で利用できます。</p> | <p>(配置)公園内や旧宿場町にあり、周辺環境の魅力を活かした配置がされている。(建物)築20年前後の施設がほとんどであり、修繕時期が重なることが想定される。(機能)自然休暇村と大地沢青少年センター、大地沢青少年センターとひなた村は一部の機能に重複がある。(利用)利用者数はどの施設も横ばい傾向にある。一部施設は利用者が低迷している。(運営)直営が4施設、指定管理が3施設ある。(コスト)自然休暇村、大地沢青少年センター、ひなた村の行政費用と収入の差は1億円以上である。</p> | <p>・法律等による設置義務はない。 ・特に宿泊施設は関与の必要性が低い。</p> | <p>・各施設とも当初の設置目的と整合している。 ・大地沢青少年センターは土砂災害特別警戒区域に指定されたため、安全性を考慮する必要がある。</p> | <p>・自然休暇村や七国山ファーマーズセンターは利用者が少ない。 ・自然休暇村、青少年センターは、利用者1人当たり1万円超の費用がかかっているため、受益者負担のあり方の見直しや収入源の確保等が求められる。</p> | <p>・宿泊施設は民間による多様な施設が全国に存在し、代替が可能。 ・青少年センターの日帰り機能とひなた村の機能が重複している。 ・民間の市民農園がある。</p> |
| | 大地沢青少年センター | 直営 | | | | | | |
| | 町田市青少年施設ひなた村 | 直営 | | | | | | |
| | 七国山ファーマーズセンター | 指定管理 | | | | | | |
| | 金森市民農園管理棟 | | | | | | | |
| | 忠生市民農園管理棟 | | | | | | | |
| | 小野路宿里山交流館 | 指定管理 | | | | | | |
| 25. 産業系施設 | 町田市新産業創造センター | 株式会社 | <p>市では、産業系施設を3施設保有しています。プラザ町田は、市と公社が共同所有している施設で、町田市文化交流センターとして貸部屋事業等を行っています。</p> <p>町田ターミナルプラザは、1階がバスターミナル、2階が店舗及び市民広場となっています。</p> <p>町田新産業創造センターは、インキュベーション施設です。</p> | <p>(配置)3施設とも町田駅から近い。(建物)町田新産業創造センターは、旧庁舎を転用利用している。プラザ町田、町田ターミナルプラザの修繕については共同所有者と施設維持工事を行っている。(機能)3施設とも異なった機能を持っている。新産業創造センターには、起業支援機能として起業者用の個室や賃貸オフィスが入っている。プラザ町田(文化交流センター)は、様々な広さの貸し部屋を保有しており、町田ターミナルプラザには、バスターミナル、市民広場、貸し店舗がある。(利用)新産業創造センター個室入居率は、ほぼ100%である。プラザ町田(文化交流センター)の稼働率は5割程度である。町田ターミナルプラザの市民広場利用件数は、年間150件程度である。また、店舗には空きがあり、ターミナルの観光バス利用台数も減少している。(運営)3施設すべて運営形態が異なっている。新産業創造センターについては株式会社によって運営されている。(コスト)新産業創造センターの行政収入の94%は国庫支出金である。また、相場より安い賃借料で個室が借りられる。文化交流センターは使用料金額も市内の他貸し施設に比べて高くなっている。町田ターミナルプラザは、貸付による収入がほとんどを占めている。</p> | <p>・法律等による設置義務はない。</p> | <p>・新産業創造センター、プラザ町田(文化交流センター)は、当初の設置目的と整合している。 ・プラザ町田のターミナルエイトは、もともと隣接する商業ビルに対しての飲食店舗という位置づけであったが、商業ビルの現在は物販店も対象として店舗募集している。</p> | <p>・新産業創造センターの個室の入居率は常に100%を維持している状況であり、今後の需要も見込める。 ・プラザ町田(文化交流センター)の稼働率はほとんどの部屋が5割程度である。 ・町田ターミナルプラザには空き店舗がある。また、ターミナルの観光バス利用台数が減少している。</p> | <p>・新産業創造センターのように市内の起業支援に特化した施設は他にない。 ・貸し館機能を保有している施設は公共・民間ともに多くある。</p> |
| | プラザ町田 | 指定管理 | | | | | | |
| | 町田ターミナルプラザ | 指定管理 | | | | | | |
| 26. 駐車場・駐輪場等 | 町田ターミナル自転車駐車場 | 指定管理 | <p>市には市営の駐車場が1施設、自転車等駐車が10施設あります。なお、公営自転車等駐車が17施設あります。</p> | <p>(配置)すべての施設が駅前であり、うち町田駅周辺に4施設がある。(建物)老朽化してきた建物の維持管理および更新が課題となっている。(利用)駐車場は1998年をピークに利用料金収入が減少している。自転車等駐車場は、一時利用者が増加している。(運営)すべて指定管理者により運営している。</p> | <p>・法律等による設置義務はない。 ・原町田一丁目駐車場については、都市計画施設に位置付けられている。 ・自転車等駐車場については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」で、自転車等の需要の著しい地域には一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置、大量の駐車需要を生じさせる施設(官公署、学校、図書館など)の設置者は、その施設の利用のために必要な自転車等駐車場の設置に努めなければならないとされている。</p> | <p>・当初の設置目的の通り運営されている。</p> | <p>・駐車場は1998年をピークに利用料金収入が減少している。 ・自転車等駐車場は、一時利用者が増加している。</p> | <p>・民間の施設がある。駐車場については、建設当時に比べて周りに民間施設が増えている。</p> |
| | 原町田一丁目駐車場・原町田一丁目自転車駐車場 | 指定管理 | | | | | | |
| | 原町田三丁目自転車駐車場 | 指定管理 | | | | | | |
| | 原町田三丁目自転車駐車場 | 指定管理 | | | | | | |
| | 成瀬駅北口自転車駐車場 | 指定管理 | | | | | | |
| | なるせ駅前市民センター地下自転車駐車場 | 指定管理 | | | | | | |
| | 鶴川駅東側バイク駐車場 | 指定管理 | | | | | | |
| | 玉川学園二丁目自転車駐車場 | 指定管理 | | | | | | |
| | すずかけ台駅前自転車駐車場 | 指定管理 | | | | | | |
| | 相原駅東口自転車駐車場 | 指定管理 | | | | | | |